

# 広告募集仕様書

○さいたま市では、次の施設において広告事業を実施する事業者を募集します。なお、決定方法につきましては、見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に決定することとします。

## 1 対象施設について

名 称	さいたま市区役所庁舎におけるパネル広告
設置場所	<p>(1) 西区役所            ①所在地 : さいたま市西区西大宮3丁目4番地2            ②設置場所 : 西区役所1階 エレベーター前</p> <p>(2) 北区役所(プラザノース内)            ①所在地 : さいたま市北区宮原町1丁目852番地1            ②設置場所 : 北区役所1階 銀行出張所前</p> <p>(3) 見沼区役所            ①所在地 : さいたま市見沼区堀崎町12番地36            ②設置場所 : 見沼区役所1階 パッケージ工房前、保険年金課前</p> <p>(4) 桜区役所(プラザウエスト内)            ①所在地 : さいたま市桜区道場4丁目3番1号            ②設置場所 : 桜区役所1階 待合コーナー</p> <p>(5) 緑区役所            ①所在地 : さいたま市緑区大字中尾975番地1            ②設置場所 : 緑区役所1階フロア</p> <p>※詳細な設置場所は、「さいたま市区役所庁舎におけるパネル広告掲出事業設置場所調書」を参照してください。</p>
広告掲出期間	契約締結日から1年間(1年間の更新が4回まで可能)

## 2 広告料について

設置場所	パネル広告の大きさ (パネルを含む外寸)	枠数	最低募集価格 (税込み)
(1) 西区役所	縦 1,080mm×横 780mm×厚さ 40mm 以内	1 枠	121,824 円 (1 枠あたり)
(2) 北区役所	縦 1,080mm×横 780mm×厚さ 40mm 以内	3 枠	
(3) 見沼区役所	縦 900mm×横 600mm×厚さ 40mm 以内	2 枠	
(4) 桜区役所	縦 1,080mm×横 780mm×厚さ 40mm 以内	3 枠	
(5) 緑区役所	縦 1,080mm×横 780mm×厚さ 40mm 以内 縦 780mm×横 1,500mm×厚さ 40mm 以内	1 枠 2 枠	
特記事項	<p>※設置する区役所庁舎及び設置場所に関わらず、1枠あたりの広告料は同額とし、一括での申込みとします。</p> <p>※上記金額は広告料のみとなりますので、別途、事業者が負担する費用が生じます。</p> <p>※平成31年10月以降については、消費税法の一部改正に伴い10%を乗じた金額での協定締結としますので、それを勘案したうえで価格を算出してください。</p> <p>※見積書の金額が、最低募集価格(税込み)の108分の100に相当する金額を下回った場合は、失格とします。</p>		

### 3 留意点

<p>広告の制作等</p>	<p>(1) さいたま市区役所庁舎におけるパネル広告掲出事業設置場所調書、さいたま市区役所庁舎におけるパネル広告掲出事業協定書、さいたま市広告掲載要綱、さいたま市広告掲載基準を遵守してください。</p> <p>(2) 広告のデザインは、庁舎の雰囲気になじむもの（市民が親しみやすく不快感のないもの）とします。</p> <p>(3) 事業者は、市とパネル広告についての協定を締結し、協定に基づいた広告料を納付することとします。</p> <p>(4) パネル広告の掲出について、維持管理、設置・撤去等に関する費用は事業者が負担するものとします。</p>
<p>使用許可及び使用料について</p>	<p>(1) 事業者は、パネル広告掲出するときには、地方自治法第238条の4第7項に基づく使用許可をその設置期間について受けなければなりません。</p> <p>(2) 事業者は、使用許可を受けるにあたり、さいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づく使用料を市に対し納付しなければなりません。</p> <p>(3) その他、行政財産の管理に関する事項については、さいたま市財産規則及び関連規定に従うものとします。</p> <p>(4) 使用許可が得られないとき又は取り消されたときは、協定は解除となります。</p> <p>(5) 各庁舎における使用料等（年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西区役所 23,856円</li> <li>・北区役所 84,590円（3枠合計）</li> <li>・見沼区役所 25,032円（2枠合計）</li> <li>・桜区役所 86,820円（3枠合計）</li> <li>・緑区役所 147,672円（3枠合計）</li> </ul> <p>※上記の使用料等は平成30年度の使用料をもとに、平成31年度の見込み額を算出したものです。使用料は年度によって変動するものであるため、積算における金額として提示するものであり、実際の協定締結時には再積算します。</p>

### 4 質問について

<p>受付方法等</p>	<p>質問については、質問書に質問事項を記入の上、さいたま市行財政改革推進部に電子メール又はFAXで提出してください。</p>
<p>受付場所</p>	<p>さいたま市行財政改革推進部 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（本庁舎5階）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FAX番号 048-829-1985</li> <li>・電子メールアドレス <a href="mailto:kaikaku@city.saitama.lg.jp">kaikaku@city.saitama.lg.jp</a></li> </ul>
<p>受付期間</p>	<p>平成31年1月10日（木）から平成31年1月17日（木） 午前8時30分から午後5時まで</p>
<p>回答予定日</p>	<p>平成31年1月23日（水）</p>
<p>回答方法</p>	<p>さいたま市ホームページに回答を掲載します。 ホームページアドレス <a href="http://www.city.saitama.jp/005/002/006/001/p002613.html">http://www.city.saitama.jp/005/002/006/001/p002613.html</a></p>

## 5 申込みについて

<p>申込条件</p>	<p>(1) 次の各号に掲げる要件を有する者としてします。</p> <p>① 平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者</p> <p>② パネル広告の掲出実績がある者</p> <p>(2) 次に掲げる者は、応募することができません。</p> <p>① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者</p> <p>② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者</p> <p>③ 募集の開始を公表した日から参加申込書等の提出期限までの間に、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がある者</p> <p>④ 法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している者</p> <p>⑤ 情報公開及び個人情報の保護について、市の施策に準じた措置を講じることができない者</p> <p>⑥ 本市情報セキュリティポリシーに合意せず、遵守できない者</p> <p>※共同事業体で応募する場合も、構成団体すべてが①から⑥までの要件に該当していないこと。</p> <p>※共同事業体で応募する場合は、参加企業の業務の役割を定め、記述した文書を提出してください。あわせて参加企業相互が合意した旨の文書を提出してください。</p>
<p>申込方法</p>	<p>参加申込書及び見積書を下記申込先へ送付又はご持参ください。</p>
<p>申込締切日</p>	<p>平成31年1月28日（月）必着</p>
<p>申込先 （問合せ先）</p>	<p>（担当課名）さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部</p> <p>（所在地）〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4</p> <p>（TEL）048-829-1106 （FAX）048-829-1985</p> <p>（Eメール）kaikaku@city.saitama.lg.jp</p>